

道路交通法等違反事件迅速処理のための共用
書式等の改定について（原文縦書き）

（昭和43. 6. 25 指示第1号 検事正指示 管内司法警察職員宛て）

改正	平成 4. 6. 8	指示第2号	平成 17. 3. 30	指示第 2号
平成 4. 7. 31	指示第3号	平成 17. 10. 4	指示第 6号	
平成 4. 10. 26	指示第4号	平成 17. 12. 27	指示第 8号	
平成 6. 4. 26	指示第1号	平成 18. 5. 24	指示第 2号	
平成 8. 8. 28	指示第1号	平成 19. 5. 21	指示第 1号	
平成 9. 10. 17	指示第1号	平成 19. 9. 18	指示第 5号	
平成 11. 10. 29	指示第1号	平成 20. 5. 30	指示第 1号	
平成 12. 8. 11	指示第6号	平成 21. 5. 25	指示第 1号	
平成 13. 1. 26	指示第2号	平成 21. 9. 15	指示第 2号	
平成 14. 4. 30	指示第2号	平成 22. 2. 1	指示第 1号	
平成 14. 8. 30	指示第4号	平成 22. 10. 14	指示第 2号	
平成 14. 12. 24	指示第5号	平成 24. 3. 28	指示第 4号	
平成 15. 7. 17	指示第1号	平成 25. 11. 27	指示第 1号	
平成 15. 12. 5	指示第3号	平成 26. 8. 26	指示第 4号	
平成 16. 10. 29	指示第1号	平成 29. 3. 6	指示第 2号	
平成 17. 1. 31	指示第1号	平成 31. 4. 26	指示第 2号	
		令和 1. 11. 26	指示第10号	

今般、道路交通法の一部改正による交通反則通告制度の実施に伴い、新たな道路交通法等違反事件の迅速処理のための共用書式（以下「交通切符」という。）による処理（以下「交通切符制度」という。）を実施することとなったため、司法警察職員検査書類基本書式例の特例として、交通切符及び交通切符制度において使用する送致書、供述調書、実況見分調書等の様式並びに本特例の適用範囲等を左記のとおり定め、昭和43年7月1日から施行する。

本指示に伴い、別紙第5掲記の各指示は本年6月30日限りこれを廃止する。

右刑事訴訟法第193条第1項により指示する。

1 交通切符の様式

- (1) 交通切符の様式は、道路交通法違反事件を処理する場合は、別添第1の様式第1号を、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件を処理する場合は、別添第1の2のとおりとする。
- (2) 交通切符別添第1の様式第1号の(5)違反事項・罰条欄及びその他欄に記入する罪種並びに記載要領、補足欄等の記載要領は別添第2のとおりとする。

2 切符制度において使用する送致書、供述調書、実況見分調書等の様式

交通切符制度において使用する送致書、供述調書、実況見分調書、検査報告書の各様式は、別添第1の様式第2号（送致書）、第3号（少年送致書）、第4号（供述調書（甲））、第5号（供述調書（乙））、第6号（供述調書（丙））、第7号（供述調書（丁））、第8号（実況見分調書（甲））、第9号（実況見分調書（乙））、第10号（検査報告書（乙））とする。

3 交通切符制度を適用する事件の範囲

大阪地方検察庁管内において検挙した道路交通法のみに違反する事件のうち、交通

反則通告制度の適用を受けない事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件のうち、同法第17条第2項第2号の罪に係る事件、ただし、左の各号に該当するものを除く。

- (1) 別添第3掲記の各事犯
- (2) 自由刑の求刑を相当と認められる事犯
- (3) 身柄を拘束した事犯
- (4) 日本語を解しないものの事犯
- (5) その他この制度によることが相当でないと認められる事犯

4 交通切符制度の運用要領は、別添第4のとおりとする。

5 旧交通切符用紙は、本年7月1日以降においては使用することはできない。

別添第1（道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式（交通切符）、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式 省略）

別添第2（交通切符の違反事項、罰条欄に記入することとなる罪種・罰条と補足事項の記載例 省略）

別添第3

交通切符の適用を除外する違反事項

- 1 行列等の通行区分の違反の罪（11, 121・I(2)(3)）
- 2 違法停車是正命令違反の罪（50の2, 119・I(3)）
- 3 違法駐車是正命令違反の罪（51・I, 119・I(3)）
- 4 車輪止め装置破損等の罪（51の2X, 117の5(2), 121・I(9)）
- 5 過積載車両の停止命令違反、自動車検査証等提示拒否及び重量測定拒否・妨害の罪（58の2, 119・I(303)）
- 6 過積載車両の措置命令違反の罪（58の3・I・II, 119・I(304)）
- 7 車両の使用者以外の者の過積載車両運転要求等中止命令違反の罪（58の5・II, 118・I(3)）
- 8 乗車、積載、牽（けん）引の危険防止措置違反の罪（61, 119・I(4)）
- 9 整備不良車両の運転の禁止違反（軽車両に係るものに限る。）の罪（62, 120・I (802)・II）
- 10 整備不良車両の停止、検査命令違反の罪（63・I, 119・I(6)）
- 11 整備不良車両の検査措置命令違反の罪（63・II, 119・I(7)）
- 12 故障車両の標章破損等の罪（63・VII, 121・I(9)）
- 13 運行記録計による記録保存義務違反の罪（63の2・II, 121・I(902)）
- 14 制動装置整備不良自転車の停止、検査命令違反の罪（63の10・I, 120・I (803)）
- 15 制動装置整備不良自転車の措置命令違反の罪（63の10・II, 120・I (804)）
- 16 無免許運転に係る自動車又は原動機付自転車提供の罪（64・II, 117の2の2(2)）
- 17 無免許運転に係る同乗の罪（64・III, 117の3の2(1)）
- 18 酒気帯び運転等に係る車両等提供の罪（65・II, 117の2(2), 117の2の2(4)）

- 19 酒類提供の罪（65・III, 117の2の2(5), 117の3の2(2)）
- 20 酒気帯び運転等に係る同乗の罪（65・IV, 117の2の2(6), 117の3の2(3)）
- 21 過労運転等の禁止違反の罪（66, 117の2(3), 117の2の2(7)）
- 22 無免許, 酒酔い, 過労運転停止命令違反の罪（67・I, 119・I(8)）
- 23 呼気検査拒否, 妨害の罪（67・III, 118の2）
- 24 共同危険行為等の禁止違反の罪（68, 117の3）
- 25 救護措置義務違反の罪（72・I前段, 117, 117の5(1)）
- 26 事故報告義務違反の罪（72・I後段, 119・I(10)）
- 27 事故現場離脱の罪（72・II, 120・I(11の2)）
- 28 事故措置を妨害する罪（73, 120・I(9)）
- 29 安全運転管理者等選任義務・解任命令違反の罪（74の3・I・IV・VI, 120・I(11の3)）
- 30 安全運転管理者等選任・解任届出義務違反の罪（74の3・V, 121・I(9の2)）
- 31 自動車の使用者の義務等違反の罪（75・I(1), 117の2の2(8), 75・I(2)(5), 118・I(4), 75・I(3), 117の2(4), 117の2の2(9), 75・I(4), 117の2(5), 117の2の2(10), 75・I(6), 118・I(5), 119・I(11), 75・I(7), 119の2・I(3)）
- 32 自動車の使用制限命令違反の罪（75・II, 75の2・I・II, 119・I(12)）
- 33 自動車の運転禁止標章の破損等の罪（75・XI, 121・I(9)）
- 34 高速道路における違法駐車是正命令違反の罪（75の8・II, 119・I(3)）
- 35 信号機等をみだりに設置する罪（76・I, 118・I(6)）
- 36 信号機等の効用を妨げる工作物を設置する罪（76・II, 118・I(6)）
- 37 道路上に物件を放置する罪（76・III, 119・I(12の4)）
- 38 酒に酔つて交通を妨害する程度にふらつく罪（76・IV(1), 120・I(9)）
- 39 道路で寝そべる等の罪（76・IV(2), 120・I(9)）
- 40 道路上に危険な物件を投げ発射する罪（76・IV(4), 120・I(9)）
- 41 進行中の車両等から物件を投げる罪（76・IV(5), 120・I(9)）
- 42 公安委員会が交通の危険を生じさせ又は妨害と認める行為についての罪（76・IV(7), 120・I(9)）
- 43 無許可道路使用（指定）違反の罪（77・I(4), 119・I(12の4)）
- 44 道路の使用条件違反の罪（77・III・IV, 119・I(13)）
- 45 道路原状回復不措置違反の罪（77・VII, 120・I(13)）
- 46 道路使用許可証記載事項変更届出違反の罪（78・IV, 121・I(9)）
- 47 違法工作物等に対する措置命令違反の罪（81・I, 119・I(14)）
- 48 転落積載物等に対する措置命令違反の罪（81の2・I, 119・I(14)）
- 49 工作物危険防止措置命令違反の罪（82・I, 119・I(14)）
- 50 運転免許証の提示義務違反の罪（95・II, 120・I(9)）
- 51 運転免許証返納等義務違反の罪（107・I・III, 121・I(9)）
- 52 國際運転免許証等提示義務違反の罪（107の3後段, 120・I(9)）
- 53 國際運転免許証等提出義務違反の罪（107の5・V・VII・X, 121・I(9)）

- 54 国外運転免許証返納義務違反の罪（107の10・I・II, 121・I(9)）
- 55 信号機損壊等により道路交通に危険を生じさせる罪（115）
- 56 業務上過失建造物損壊の罪（116）
- 57 國際運転免許証等不所持運転の罪（117の2の2(1)）
- 58 運転免許証不正受交付の罪（117の2の2(11)）
- 59 運転免許証等の譲渡、貸与の罪（120・I(15)）
- 60 両罰規定（123）

別添第4

交通切符制度の運用要領

1 交通切符の構成

- (1) 交通切符の大きさは、別添第1の様式第1号及び別添第1の2のとおり縦25センチメートル横12センチメートルとし、それぞれ1枚目は薄桃色、2枚目は薄黄色、3枚目は淡青色、4枚目は白色の4枚を1組とし、原則として複写（別添第1の様式第1号については、1枚目から3枚目までは反則不該当欄まで、4枚目は違反事項・罰条欄まで、別添第1の2については4枚とも違反事項・罰条欄まで）のできるノンカーボンとし、おおむね10組程度を表紙を付して一綴とする。
- (2) 各枚には、各組同番号、組ごとに1番ずつ異なる通し番号をあらかじめ入れておくものとする（2枚目には、捜査報告書欄にも同番号を入れておくこと。）。

なお、別添第1の2の1枚目から4枚目までの表下部欄外の太線は、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に係る交通切符であるとの識別を容易にするためのものである。

2 成人に対する運用要領

- (1) 道路交通法違反事件に係る交通切符の通常の運用違反者が大阪府に住居を有する者等であつて、運転免許を有し、かつ、警察、検察庁を通じて事実を争わない場合の道路交通法違反事件に係る交通切符（以下「切符」と略称する。）の運用は、次のとおりである。

ア 検挙警察における手続

- (ア) 検挙警察官は、検挙現場又は最寄りの派出所等において切符の違反者特定欄から反則不該当欄までを記入する（複写により4枚同時に作成）。違反者住所欄は、違反者の運転免許証の住所と現住所とが同一かどうかを確かめ、相違している場合は現住所（特に〇〇方、アパート名等を明記）を記入し、勤務先欄には、勤務先所在地、会社名及び電話番号等を必ず記入する。違反事項は、違反事項・罰条欄の該当事項□印を○で囲むのみで足りるのが原則であるが、例外として
 - a 速度超過については、（ ）内の「k m/h 超過」欄に超過速度を、「k m/h のところ」欄に法定速度又は指定速度を、「k m/h」欄に走行速度をそれぞれ記入し、
 - b 違反事項特定のため若干の補足を要する場合は、⑩補足欄□印を○で囲んだ上、別添第2の補足事項欄掲記の例に倣い、同補足欄に所用の補足文言を記入し、

c 違反事項・罰条欄に掲げられている罪種以外の罪種については、⑨その他欄□印を○で囲んだ上、別添第2掲記の違反事項及び罰条を同欄に記入する。

(イ) 過失犯の場合には、当該違反事項□印を○で囲むほか、⑪過失欄「□不注意による確認義務不履行Ⅰ・Ⅱ追加」の□印及び確認義務の内容例示部分の□印を○で囲んだ上（確認義務の内容が掲げられていないものについては、その義務内容を余白部分に記入する。），右欄中アンダーラインの箇所に当該違反に係る罰条を記入する。

(ウ) 反則制度不該当欄は、当該事件が告知通告を要しないものであることを明らかにするためのものであり、各該当事項のいずれか一つの□印を○で囲むこととするが、二つ以上の該当事項に該当する場合には、それぞれの事項該当欄の□印を○で囲んでも差し支えない。非反則行為欄には、当該違反行為が反則行為でない場合に□印を○で囲む。非反則行為欄の右側の各欄には、当該違反行為は反則行為に当たるが道路交通法第125条第2項又は第126条第1項の規定により告知通告を要しない場合に記入することとし、無免許・無資格欄には当該違反行為をした者が当該違反行為をしたときに無免許又は無資格者である場合に、酒気帯び欄には当該違反行為をした者が当該違反行為をしたときに酒に酔った状態又は政令で定める程度以上に酒気を帯びた状態で車両等を運転していた者である場合に、麻薬等影響欄には当該違反行為をした者が当該違反行為をしたときに麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転していた者である場合に、交通事故欄には当該違反行為をした者が当該違反行為によつて交通事故を起こした者である場合に、居所等不明欄には当該違反者の居所又は氏名が明らかでない場合に、逃亡欄には当該違反者が逃亡するおそれがあると認める場合にそれぞれ□印を○で囲む。

(エ) 次に、違反者の免許証を保管し、1枚目表下欄に所要事項を記入した上、1枚目表出頭日時欄に違反者が出頭すべき日時を、裏面下欄に出頭場所等をそれぞれ記入して1枚目を違反者に交付する。その際、違反者が出頭すべき日時場所を告知する。

(オ) 次に、現認によるか否かにより、2枚目表下検査報告書中該当事項□印を○で囲み、違反者に違反事項・罰条欄及び反則不該当欄の各○印を確認させた上、違反者が任意に応ずる場合には、供述調書欄を利用し違反者に供述書を作成させる（同欄に印刷してある自認文言を活用するほか、違反の事情につき弁解の有無を確かめ、弁解のある場合には、その事情を記載させた上、末尾氏名欄に署名を求める。）。この場合署名とともに違反者の指印を押させる。

(カ) 警察官は、「交通切符」2枚目裏上欄の報告書続の空白部分には略図を記載し、情状に関する弁解の要旨等参考事項を記入し、特記事項欄には道路の幅員、歩車道の区別等道路の状況及び違反の影響、その他の特記事項を記入する。

(キ) 反則不該当欄中、交通事故欄の□印を○で囲んだいわゆる物損事故のときは、実況見分調書(乙)(様式第9号)、供述調書(丙)(様式第6号)、同(丁)(様式第7号)、検査報告書(乙)(様式第10号)等を作成し、右検査報告書の認定事項欄の記載は、

「交通切符」の補足欄の記載と同じとする。

イ 違反者が常駐警察官のもとまで出頭した際の手続

(ア) 常駐警察官は、違反者が持参した切符の1枚目と、検挙警察官の所属長から引き継いだ2枚目および3枚目とを照合し、違反者については氏名、住所、勤務先を確認し、違反事項について、弁解その他情状に関する申立てがなされた場合において、必要があると認めるときは供述調書を作成添付し、氏名住所等に誤記がある場合は、補助用紙を用いてこれを補正した上、2枚目に送致番号を付し、2枚目、3枚目及び違反者の持参した1枚目ならびに実況見分調書等とともに一括して検察官に送致する。

なお、送致については、当日送致された全事件を一括して1枚の送致書により何某ほか何名として差し支えない。

(イ) 違反者が略式手続説明書に続く申述書に署名押印を忘れて持参したものについては、その際、申述書欄に署名押印を求めて差し支えない。

(ウ) 違反者が持参した切符1枚目が著しく汚損しているとき、又は違反者がこれを紛失している場合には、予備用紙を利用して、検挙警察官の所属長から引き継いだ2枚目により1枚目を作成し（この場合、表下欄有効期限から下の部分は斜線で抹消することになる。）添付する。

(エ) 違反者が検察庁及び裁判所における手続を終え、1枚目及び現金領収書又は仮納付金告知書を常駐警察官に提示したときには、免許証を返還する。その際、警察官は1枚目表下欄（反則不該当欄までを除く部分）を切り取る。

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に係る交通切符の運用

自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件に係る交通切符の運用は、前記2(1)の運用の例によるほか、次の取扱いによるものとする。

ア (3) 違反日時欄には駐車の始期と終期を記載する。

イ (5) 違反事項・罰条欄中の二重括弧内には、駐車の始期から終期までの時間を記載する。

ウ 日没及び日出に関する記載は、天文台暦象年表又は最寄りの天文台若しくは海洋気象台への照会等により確認して行うものとする。

エ 2枚目表捜査報告書には、駐車事実の最初及び最終の現認者並びに違反者の供述書の作成に立会し、又は違反者の弁解等を聴取した者が署名押印する。

オ 2枚目裏捜査報告書続欄の左上部空白部分には、違反状況を示す簡単な略図を記入し、同欄の中央部空白部分には、車両の移動の有無が分かるるようにするために講じた方法等を記入する。なお、特記事項欄には、違反の動機・情状等に関する違反者の弁解の要旨等参考事項を記入するが、違反者の弁解の要旨を記入するときは、弁解を徵した者を明示する。さらに、違反者が少年である場合には、当該違反車両の保有者のうち、現実にその車両を使用管理している者の住居・氏名・（法人の場合は、会社名等）を記入する。

カ 違反車両が、最初の現認から最終の現認までの間において若干移動しているが、なお、同一の場所に駐車していると認められる場合には、右捜査報告書続欄に記入した略図にその状況を示すなどによりこれを明らかにするほか、被疑者参考人

の取調べを行い、供述書等を作成する。

キ 3枚目表徴収金原票下部の空白欄は、徴収事務処理上必要な事項を適宜記入するものとする。

(3) 例外的運用

交通切符の例外的運用を行うべき場合及びその運用について通常の運用を異なる点は、次のとおりである。

ア 無免許運転者、自転車運転者、歩行者等の違反については、免許証の保管はあり得ないから別添第1の様式第1号の1枚目表下欄有効期間から下の部分の各欄は、交付者の所属階級及び氏名欄を除き、一括して斜線で抹消して交付するほか、おおむね通常の運用と同様であるが、この場合2枚目表下欄検査報告書中の供述書欄を利用して違反者の供述書を作成させる際、必ず署名とともに違反者の指印を押させ、大阪府に住居を有する違反者については出頭日時を告知し、かつ、住所、氏名、年令等身許を確認することに努める。

なお、無免許運転者（種別外運転、停止中運転を含む。）については、免許の有無その他必要な照会を行い運転免許証に関する調査報告書を作成し、当該車両の引取りについて慎重に処理するものとする。

殊に種別外運転・効力停止中運転を除く運転免許を全く受有していないわゆる純然たる無免許運転事案事犯の場合には、往々として本籍不見当、所在不明となる事例があるので、前記様式第11号（身上照会結果報告書）を活用して、無免許運転者の氏名・年齢・本籍・住居等を認め、その身許の確認に努めなければならない。

イ 違反者が大阪府以外の府県に住居を有する者等で、常駐警察官室に出頭を求めることが酷であると思料される場合においては、検挙警察官は、出頭日時の告知及び免許証の保管は行わず、したがつて交通切符1枚目を違反者に交付しない取扱いをする。

この場合には、検挙警察官の所属長は、個々の事件ごとに送致書を付して当該警察署の所在地を管轄する検察庁検察官に送致する。

(4) 違反事実を争う者の取扱い

警察の段階において事実を争う者については、交通切符を作成の上、警察官において実況見分調書(甲)（別添第1の様式第8号）、供述調書(甲)（前同様式第4号）、同(乙)（前同様式第5号）、検査報告書、その他公訴の維持に必要な検査書類を整えた上、送致するものとする。

なお、右の場合においては、検挙警察官は前記通常の運用要領に基づき、違反者が大阪府に住居を有するものについては免許証を保管の上、出頭すべき日時・場所を告知する。違反者が大阪府以外の府県に住居を有する者で常駐警察官室に出頭を求めることが酷であると思料される場合においては、前記(3)のイのとおりの取扱いとする。

3 少年に対する適用要領

少年に対する運用要領は、成人に対する運用要領とほぼ同様であるが、次の諸点に注意されたい。

(1) 検挙警察における手続

- ア 検挙警察官は、違反者が少年であることが判明した場合は、違反者特定欄中、氏名欄下の「少」を○で囲んだ上、その者の保護者（父兄等または雇主、勤務先の上司）を確かめ、保護者または勤務先欄に所要事項（保護者が法人である場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は本店の所在地及び電話番号等）を記載する。
- イ 検挙警察官の所属長は、検挙警察官から報告を受けた事件が少年に係るものであるときは、当該事件が一般の例により検察官に送致すべき事件（以下「検送事件」と略称する。）であるか、又は少年法第41条により家庭裁判所に送致すべき事件（以下「直送事件」と略称する。）であるかの区別を2枚目表の「出頭日時」欄の上部に 少檢 少直 等適宜の方法で表示した上、当該事件を処理すべき検察庁構内又は最寄りの場所に駐在する警察官（以下「常駐警察官」と略称する。）に引き継ぐものとする。

(2) 違反者が常駐警察官のもとまで出頭した際の手続

- ア 常駐警察官は、検挙警察官の所属長から引き継いだ切符の記載を精査し、違反内容が「検送事件」と認められる違反少年が出頭したのち、事件を検察官に送致するまでの取扱いは成人の場合と同様である。

出頭日時を指定せず、したがって別添第1の様式第1号の交通切符1枚目を違反少年に交付しない取扱いをした「検送事件」については、当該切符を精査して誤記等の有無を確かめた上、個々の事件ごとに所定の送致書を付して検察官に送致する。

- イ 出頭した違反少年が検察庁における所要の手続を終えて別添第1の様式第1号の交通切符1枚目を持参したときには、これと引換えに保管してある免許証を返還する。

なお、免許証と引換えに受領した1枚目については、その表面の下部欄（反則不該当欄までを除く部分）を切り取ることなく、免許証は返還済である旨を便宜な方法で表示した上、検察庁事件係事務官に回付する。

別添第5（廃止する指示省略）